

五島振興局 建築班 からのお願い

ご来庁の皆様へ

担当職員が不在の場合がありますので、申請書・届出書の提出や相談等にお越しの際には、**電話での事前連絡**をしていただきますようお願いします。

電話 0959-72-2304

＜建築班不在時の緊急対応窓口＞

- ① 長崎県 土木部 建築課 審査指導班
② 五島市役所 建設課 建築住宅係

電話 095-894-3093

電話 0959-72-6118

◆参考◆五島振興局と五島市役所の業務範囲

令和7年4月1日以降

確認申請窓口			長 崎 県 五島振興局		五島市役所		
建築物	適用地域		五島市内全域にある建築物のうち、下欄のもの		五島市内全域及び土砂災害特別警戒区域内にある建築物のうち、下欄のもの		
	用途・構造等		規模等	法区分 (法第6条第1項)	規模等	法区分 (法第6条第1項)	
	特殊建築物	床面積	200㎡超	1号建築物			
	非木造建築物	階 数	2階以上又は 200㎡超	2号建築物	1階かつ 200㎡以下	3号建築物	
		床面積					
	木造建築物	階 数	3階以上又は 300㎡超若しくは 高さ16m超	2号建築物	2階かつ 200㎡超～300㎡以下	2号建築物	
		床面積					
		階 数					
床面積							
工作物	煙突	高 さ	6m超 (右欄に掲げるものを除く)	6m超～10m以下 (上記の2号及び3号建築物の敷地内に築造するものに限る)			
	鉄塔・コンクリート柱等		15m超				
	広告塔・看板		4m超 (右欄に掲げるものを除く)	4m超～10m以下 (上記の2号及び3号建築物の敷地内に築造するものに限る)			
	高架水槽・サイロ・物見塔		8m超				
	擁壁		2m超 (右欄に掲げるものを除く)	2m超～3m以下 (上記の2号及び3号建築物の敷地内に築造するものに限る)			
	昇降機、ウォーターシャフト・飛行塔等		建築基準法施行令第138条第2項				
	製造施設・貯蔵施設・遊戯施設等		建築基準法施行令第138条第3項				
	建築設備	エレベーター・エスカレーター・段差解消機・階段昇降機等		1号及び上記の2号建築物に設ける建築設備		上記の2号建築物に設ける建築設備 3号建築物に設ける場合は確認申請不要ですが、安全等確認することから、建築物の確認申請に係る図書を添付し審査を行います。 なお、建築物の確認申請に係る図書の添付が機種等の選定等により間に合わない場合には、法12条5項による報告書の提出を求めます。	
換気設備(法28条2項ただし書き及び3項)、排煙設備(排煙機を要するもの)、非常用照明		建築物の定期報告の対象となる建築物に設けられるもの					

建設リサイクル法の対象工事の種類	届出の必要な規模の基準	届出窓口
建築物の解体工事	床面積の合計が80㎡以上	■上記の五島市役所の業務範囲にあげる建築物のうち、左記の規模に該当するもの ⇒ 五島市役所建設課建築住宅係
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が500㎡以上	
建築物の修繕・模様替等工事	請負代金の額が1億円以上	■上記の五島振興局の業務範囲にあげる建築物のうち、左記の規模の該当するもの ⇒ 五島振興局 管理・用地課 建築班
建築物以外の工作物の工事	請負代金の額が500万円以上	五島振興局 管理・用地課 管理班